

○部外競技会に参加を命ずる場合の取扱いについて(通達)

(平成 11 年 9 月 1 日岡務第 456 号／岡教第 453 号警察本部長例規)

改正 平成 13 年 4 月岡務第 4056 号 平成 26 年 5 月 30 日岡教第 431 号・岡務第 547 号・岡監第 293 号・岡
号・岡教第 170 号 情第 231 号・岡交機第 58 号・岡警学第 108 号
令和 4 年 3 月 11 日岡務第 25 号 令和 4 年 11 月 11 日岡務第 925 号
5 号

各部長・所属長

警察関係機関以外の機関及び団体が主催する運動競技会(以下「部外競技会」という。)のうち、術科技術の向上のために公務の一環として職員に参加を命ずることができるものの範囲等を次のとおり定めたので誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

部外競技会の種目が職員の職務執行に必要な術科技術を内容とし、部外競技会への参加が術科技術の向上に大いに役立つと認められる場合は、当該部外競技会への職員の参加は個人としての参加ではなく、公務の一環として参加させるのが相当である。

また、特に高度な技術が求められる指導者をレベルの高い公的な部外競技会へ参加させることは、職員の術科技術の向上のために不可欠である。

そこで、このたび、各種の部外競技会のうち術科技術の向上のために公務の一環として参加を命ずることができるものの範囲等を明らかにするとともに、参加を命ずるための手続を定め、これらの部外競技会に参加する職員の適正な処遇を図るものとする。

2 公務の一環として職員に参加を命ずることができる部外競技会

職員に参加を命ずることができる部外競技会は、次に掲げる種目とし、かつ、部外競技会のうち、公的団体又は全国規模の競技団体が主催又は共催する都道府県レベル以上の国内で行われる競技会であって、警察本部長(以下「本部長」という。)が別に定める競技会に限る。

- (1) 柔道
- (2) 剣道
- (3) 射撃
- (4) ロードレース(トラック競技の場合は 1,500 メートル以上の距離に限る。)
- (5) 二輪のトライアル競技

3 公務の一環として部外競技会に参加を命ずることができる職員

上記 2 に掲げる部外競技会に参加を命ずることができる職員は、次に掲げる者に限る。

- (1) 柔道、剣道及び射撃にあつては、柔道、剣道又は拳銃の基幹要員として指定された者及び基幹要員として指定された者と同等以上のレベルを有すると本部長が認めた者
- (2) ロードレースにあつては、岡山県警察職員の中において、トップクラスのレベルを有すると本部長が認めた者
- (3) 二輪のトライアル競技にあつては、白バイの基幹要員として指定された者
- (4) 監督、コーチ等部外競技会の参加条件として定められている者

4 公務の一環として職員に部外競技会へ参加を命ずる場合の手続等

- (1) 職員に部外競技会へ参加させる必要がある場合は、あらかじめ本部長の承認を受けた上、職務命令により参加させること。また、旅行が必要な場合は、旅行命令を行うこと。

なお、本部長の承認を受けるに当たっては、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)、警務部教養課長及び警務部会計課長に合議しなければならない。

- (2) 職員の部外競技会への参加に必要な旅費等の経費は、部外競技会を主催する団体が負担する場合を除き、原則として、県費で支出すること。

5 公務の一環として職員に参加を命じた部外競技会において災害を受けた場合の手続

職員に参加を命じた部外競技会への往復途中又は当該競技会出場中に受けた当該職員の災害については、公務災害として認定されることとなるので、災害を受けた場合は速やかに公務災害認定請求手続を行うこと。

6 その他

- (1) 本部長が別に定める部外競技会以外で上記 2 に掲げる種目の部外競技会に、公務の一環として職員に参加を命ずる必要がある場合は、あらかじめ警務課長に協議することとし、協議の結果、職員に参加を命ずる必要があると認めた場合の手続等は上記 4 によること。
- (2) 従来、国民スポーツ大会(国民スポーツ大会中国ブロック大会を含む。以下同じ。)に参加する場合は、すべて特別休暇として取り扱ってきたところであるが、上記 2 に掲げる種目について国民スポーツ大会に参加する場合に限り、公務の一環として取り扱うこととなる。

なお、上記 2 に掲げる種目以外の種目について国民スポーツ大会に参加する場合は、従来どおり特別休暇として取り扱わなければならない。

- (3) 国民スポーツ大会以外の部外競技会(本部長が別に定める部外競技会へ参加を命ずる場合を除く。)に参加する場合は、年次休暇の取扱いとなる。
- (4) 公務の一環として職員に部外競技会へ参加を命ずる場合を除き、特別休暇又は年次休暇の取得により職員が部外競技会に参加する場合は、競技中等の災害は公務災害として認定されないので、災害に備えて傷害保険に加入するよう指導すること。